

意見書

平成25年8月9日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 163-8003

(ふりがな) とうきょうとしんじゅくにしんじゅくにちようめきんぼんにごう
住 所 東京都新宿区西新宿二丁目3番2号

(ふりがな) かぶしきがいしゃ
氏 名 KDDI株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう たなか たかし
代表取締役社長 田中 孝司

メールアドレス

「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」改正案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

※本意見書において、敬称は省略させていただいております。

章			具体的内容
はじめに			<p>日本のモバイル市場においては、通信事業者のみならず、端末ベンダーやプラットフォーム事業者等のさまざまなプレーヤーが自由に創意工夫して熾烈な競争を繰り広げており、多種多様なサービスがお客様に提供されています。このように、モバイル市場においては原則として市場競争に委ね、必要最小限の規制のみ導入すべきと考えます。</p> <p>しかしながら、複数の二種指定事業者が同じ規制下で相互に接続料を支払いあう関係においては、接続料算定に係るルールを明確化し、そのルールに関係事業者が従うことで、公正な競争環境の整備につながるため、今回のガイドラインの改正の考え方に賛同します。</p> <p>ただし、「モバイル接続料の算定に係る研究会」の報告書に「携帯電話事業者の算定コストの抑制と接続料原価の算定の更なる適正化のバランスの観点も重要」と記載されているように、総務省が接続料の適正性を検証するにあたり、算定事業者に対して過剰に精緻な情報や、実態とは異なる形態での情報提出を求めると、算定に係るコストの増大が懸念されます。総務省においては、検証可能性と算定コストの抑制のバランスを踏まえた上で、各社の接続料の適正性を検証する必要があると考えます。</p>
第3 接続料の算定方法 に係る標準的な考 え方及び算定根拠	1 基本的な考え方	(3)接続料の構成 イ	<p>記載されている①～⑩の設備区分については、現状の携帯事業者各社のネットワーク構成や管理実態、及び今後の技術革新等による変化への対応等のため柔軟な区分を許容すべきであり、「ほか、適正な区分」を許容する今回の整理に賛同いたします。</p> <p>特に、現状において、携帯事業者各社のネットワーク構成や管理実態に応じた区分を超えた詳細な区分設定を求めることは、新たに当該設備区分ごとの需要計測の仕組みや会計整理を含むコスト分計の仕組みが必須となり、多大な追加コストが発生する可能性があります。</p> <p>については、“携帯事業者各社のネットワーク構成や設備管理の実態に応じた設備区分”を用いる方法も「ほか、適正な区分」の1つであることをあらかじめ確認させていただきたいと考えます。またこの場合、需要計測やコスト及び利潤の帰属に当たっては、必ずしも設備ごとに精緻に計測できる仕組みを具備して把握する方法だけではなく、合理的な推計に基づく方法も適正な範囲であることを合わせて確認させていただきたいと考えます。</p>

章		具体的内容	
別表第2	様式4 適正な利潤	1 機能に係るレートベース	(注3) <p>運転資本以外の項目の備考欄にレートベースに算入した主要内容と金額を記載することは、総務省において、当該内容にかかわる資金コストが認められなければ機能提供が困難となり、かつ収益性の見込まれないようなものかを検証するうえで必要な情報であると考えます。</p> <p>一方で、現状では、レートベースへの算入が認められる「機能提供のために正当に投下される資産」が明確になっていないため、各事業者に共通して存在する資産であっても、一部の事業者のみが算入する事態が想定されます。よって、裁量排除及び公平性の確保の観点から、総務省は各事業者から聴取したレートベースに算入した内容のうち、算入が認められるものを各事業者に示して、「機能提供のために正当に投下される資産」を明確にすべきです。</p>
		2 自己資本費用	(注2) <p>事業者間で採用されるβの数値に著しい差異が生じている場合、利潤の額にも著しい差異が生じるため、公平性確保の観点から、総務省においてβの適正な範囲を検証できるよう、βの算出方法を算定根拠に記載することは適当と考えます。</p> <p>その記載内容をもとに総務省が適正範囲を検証するにあたり、本来は、代表的な携帯電話事業者のβを基礎として、貸借対照表上の簿価から直接算出した比率を用いて、アンレバード、リレバードした値をベンチマークとし、公平性の観点から、当該ベンチマークを超えない範囲に各算定事業者のβを抑えることが必要だと考えます。</p> <p>ただし、ベンチマークの算定方法には様々な考え方が存在するとされていますので、次善策として、各算定事業者から聴取したβの算出方法をもとに、当該事業者以外の算定事業者の数値を当てはめて各算定事業者の算出方法によるβをそれぞれ試算し、特定の算出方法を用いた試算結果に著しい乖離が生じる場合には、当該算出方法の採用を認めず、最も乖離が小さくなる算出方法を各算定事業者に統一して適用させ、公平性を確保すべきと考えます。</p>
別表第3			<p>前述のとおり、算定コスト抑止の観点から、各事業者のネットワーク構成や設備管理の実態に応じた設備区分を用いる方法や、需要計測やコスト及び利潤の帰属に合理的な推計に基づく方法を用いて作成した様式で届出することも許容すべきと考えます。</p>